

平成24年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月14日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 佐瀬義雄君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
市民課長 渡辺直一君	介護健康課長 大鐘裕之君
生活環境課長兼 清掃センター所長 関富夫君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
福祉課長 花ヶ崎善一君	水道課長 西川一男君
会計課長 鈴木克己君	教育課長 中村雅明君
社会教育課長 菅根光弘君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第56号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定について

議案第65号 指定管理者の指定について

議案第66号 指定管理者の指定について

議案第67号 指定管理者の指定について

議案第68号 指定管理者の指定について

議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第5号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 議員の派遣について

第4 報告

報告第5号 専決処分の報告について

開 議

平成24年12月14日(金) 午前10時開議

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第56号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

〔総務常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第56号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に協議について、議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第56号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第58号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第71号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定について、議案第65号 指定管理者の指定について、議案第66号 指定管理者の指定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第5号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情、以上13件を一括議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。根本教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 根本 譲君登壇〕

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上9件につきましては、全員賛成で、議案第60号 勝浦市生活支援

訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 指定管理者の指定について、議案第66号 指定管理者の指定について、以上3件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第65号及び議案第66号で、指定管理者候補者選定委員会における評価が僅差であり、事業者を変更することは、施設利用者へのサービスに影響があるのではないかという反対意見が、また、指定管理者制度の趣旨にのっとり行われた公正な審査の結果で、尊重はするが、施設利用者及び職員に対してのサービスや勤務条件が低下しないよう指導を行っていただきたいという要望と合わせた賛成意見がありました。

次に、陳情第5号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情につきましては、陳情者を招き趣旨説明をしていただきました。その結果、これは全国的な問題であり、継続して慎重に審議する必要がありますが、会期中に結果を出しかねるので、議長に対しまして、継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。

初めに、藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第65号、勝浦市特別養護老人ホーム総野園の指定管理者の指定及び議案第66号、勝浦市デイサービスセンター総野園の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

教育民生常任委員会に開示されました指定管理候補者確定基準によれば、候補者を確定する基準の第1は、6人で構成される選定委員会の各委員の採点が1位である委員の多い法人、団体を候補者として選定するというものであります。これによって総野園の場合は、応募のあった2法人のうち、さくら会には4人の委員が、済生会には2人の委員が1位と採点したため、さくら会を指定管理者の候補者として選定したというものであります。

一方で、議案第68号のかつうら聖苑の指定管理者の指定の場合は、応募は3団体からありましたが、同じ基準が適用され、宮本工業所には5人の委員が、タカラビルメン株式会社には1人の委員が1位と採点しました。指定管理候補者確定基準の第2、第3は、1位と採点する委員が同数、すなわち3人对3人の場合にそれぞれが得た得点の合計が多いほうを選ぶ基準を示したものであります。ちなみに、総野園の場合は6人の委員による総得点600満点に対して、さくら会は539点、済生会は540点で、済生会が1点上回っていました。かつうら聖苑の場合の6人の委員による総得点は、宮本工業所が531点、タカラビルメン株式会社が525点、イーグリス・グループが505点でした。

ここで注目すべきことは、かつうら聖苑の場合には、1位の委員数及び総得点に有意な差があると言えますが、総野園の場合には有意な差は認めがたいということでもあります。委員数では4対2ですが、それぞれの得点差は僅差で、100点満点中の2点差が2人、1点差が2人でし

た。そして、総得点では、済生会のほうが1点ではありますが、上回っていたということであり、それぞれ同じ確定基準を適用して得られた結論ではありますが、一方の総野園はおのおの50人以上の利用者とそこに働く職員に今後重大な変化を及ぼす管理者の変更であります。

利用者にとっては、サービス内容は今までどおりであっても、サービスを提供する人や形式が著しく変化することがあり得る。そこに働く職員にとっては離職と再雇用という給与、労働条件の一大変化が生じることがあり得ます。総野園のような福祉施設の指定管理者を変更する場合には、何ゆえに変更するのかの理由が明示され、異議を挟む余地のないことが望まれます。にもかかわらず、実務的な基準が機械的に適用され、有意な差が認められないにもかかわらず出てきたのが今回の議案であります。

私は、総野園のような福祉施設の指定管理者を選定する基準は、かつうら聖苑と同じ基準で行うのではなく、多数決ではなく、全員一致を基準とする。または、一方を選定する明確な理由が合議により得られ、明示される場合とすることが必要だと考えます。

以上の理由により、議案第65号及び議案第66号については反対を表明し、討論といたします。

○議長（丸 昭君） 次に、鈴木議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） 私は、教育民生常任委員会で審査した議案12件のうち、特に議案第65号、指定管理者の指定について及び議案第66号、指定管理者の指定についての2件について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第65号は、特別養護老人ホーム総野園について、議案第66号は、デイサービスセンター総野園の指定管理期間が平成25年3月31日をもって満了することから、4月1日からの管理を行わせるために、改めて指定管理者を指定しようとするものであり、指定管理者制度を適正に運用するため、議会の議決を必要とすることから、それぞれの設置及び管理に関する条例に基づき、新たに指定管理保護者を選定したことから議案として提案されたものであります。

この選定に当たっては、勝浦市指定管理者選定委員会設置要綱の規定に基づく委員により、応募者から説明を求め、公正かつ適正な審査により選定されたものと確信いたします。しかしながら指定管理者の変更ということになることから、入所者及び通所者へのサービス低下を来さないよう、また、介護職員等への勤務条件や雇用などについて十分な配慮が求められるものであります。提案されている候補者、社会福祉法人さくら会は既に市内で同様な事業を行っていること、及び塩田病院との関連も深いことから、より一層のサービス向上が期待できるものであると思います。これらのことから、賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第59号 保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第60号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第61号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第62号 勝浦市小規模水道条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第65号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第66号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第67号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第68号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第72号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第73号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第74号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第5号 生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情につきましては、教育民生常任委員長から、会議規則第103条の規定による閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 渡辺玄正君登壇〕

○建設経済常任委員長（渡辺玄正君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算について、以上5件につきましてお手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第63号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第69号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第70号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第75号 平成24年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（丸 昭君） 日程第2、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、加藤ひろ子さんを委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

加藤ひろ子さんの経歴を申し上げますと、昭和42年12月、塩田病院に就職し、勤務しながら、昭和45年3月に夷隅准看護婦学校を卒業、准看護師の資格を取得し、現在も塩田病院において看護業務に携わっております。

また、この間、青少年相談員、民生委員・主任児童委員を歴任され、平成18年5月から上野地区社会福祉協議会評議員に選任され、現在に至っております。

その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは1点だけ質問させていただきます。近年、人権あるいは人権擁護のあり方について国会でも大きな争点になっております。この数年、人権擁護法案あるいは人権委員会設置法案などが閣議決定されて、その内容のひどさから国会提案が断念されてきた経緯もございます。そこで、今後も人権擁護のあり方については大きな問題となり得ると思いますが、この自治体における人権委員の構成も非常に重要であると考えます。そこで、今回の人権委員の推薦に当たって、この方がどうして人権委員にふさわしいということになったのか、もう少し詳しくお聞かせいただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。加藤さんの人権擁護委員の推薦につきまして、ただいま市長からも説明いたしました。いろいろな活動していただいている方の中で選ばせてい

いただきました。加藤さんにつきましては、現在、社会福祉協議会の地区評議委員をされておりまして、また、過去、主任児童委員や青少年相談員なども行っていただいたという実績に基づきまして、今回推薦させていただきました。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） もう一点だけ追加で質問させていただきたいんですけども、現在、勝浦市の人権委員は5名おられると思うのですが、この委員の方々の職務ということが法第11条に載っておりますけれども、それぞれ昨年度どのくらい職務に当たるお仕事があったのかどうか、もしわかればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。人権擁護委員の職務、活動につきましては、相談業務、相談業務から発生します被害者の救済、もう一点大きな点につきましては、人権意識を高めるための啓発活動が主な仕事でございます。

人権擁護委員の昨年度の実績でございますが、相談業務につきましては、市の合同相談において人権相談を設けておりまして、月3回、人権擁護委員5名いらっしゃいますが、交代で人権の相談にあたっていただいております。また、人権の啓発活動といたしましては、各学校を回りまして人権教室などを実施しております。結果、昨年度の人権擁護委員の活動といたしましては、一人当たり年間6回から7回合同相談に当たっていただいたほか、協議会の研修の参加、学校の人権教室での普及等に努めていただきました。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。人権というものは、近年社会的関心が高いものでありますので、今後人権擁護委員の推薦に当たって推薦者の経歴書だけではなくて、推薦の理由なども議会のほうに提示していただきたいと思いますと思うのですが、これは可能なんでしょうか、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。人権擁護委員の推薦につきましては、協議しまして検討したいと思います。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） このようなことにつきましての実績等につきましては、まさに市長の提案理由の中に入れるべきであって、それをまた資料につけるかということまでは、考えておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたしま

す。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（丸 昭君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。本件につきましては会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

報 告

○議長（丸 昭君） 日程第4、報告であります。報告第5号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る11月22日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、報告につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成24年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第56号～議案第75号の総括審議
1. 陳情第5号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員